

はこだてグリーンプラザの概要

担当部局	函館市経済部商業振興課（電話 0138-21-3306）
所在地	函館市松風町16番8ほか
目的	市民がいこい楽しめる広場の設置を目的としています。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ①グリーンプラザの使用の許可および制限に関する事 ②グリーンプラザの維持管理に関する事 ③その他の業務に関する事
開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ①供用期間 4月1日～3月31日 ②供用時間 24時間
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ①Aブロック（緑地） 函館市松風町16番8 幅員14.5m, 延長122.6m ※付帯施設：イベント電源, モニュメント, 遊具, 水飲み台など ②Bブロック（イベント広場） 函館市松風町10番62 幅員14.5m, 延長108.0m ※付帯施設：イベント電源, パブリックアート, 花壇など ③Cブロック（イベント広場） 函館市松風町2番23 幅員14.5m, 延長100.0m ※付帯施設：公衆トイレ, 物品庫, 観光案内板, 花壇など
指定管理者が行う業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ①グリーンプラザの使用の許可および制限に関する事 施設の使用許可や制限, 使用者への指導, 使用状況の把握, 苦情等への対応, 備品の貸し出し など ②グリーンプラザの維持管理に関する事 施設の清掃, ごみ収集, 除雪, 緑地およびフラワーバスケットの維持管理, 施設等の修繕, 電気料金・上下水道料金の支払い など ③その他の業務に関する事 グリーンプラザの利用促進, 市に提出する書類の作成等庶務経理業務, 当該年度の事業報告書および収支決算書の作成, 次年度の事業計画書および収支予算書の作成, 市との連絡調整 など
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	はこだてグリーンプラザ条例
現指定管理者	株式会社はこだてティーエムオー